

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年8月4日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘

1 業務概要

(1) 業 務 名 平成23年度 新豊根ダム操作室屋上防水補修設計業務(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、新豊根ダム操作室の屋上防水改修等の実施設計業務(設備設計、積算含む)を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成23年12月22日

(4) 入札方式等

1) 予定価格が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。

2) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。

3) 本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

4) 電子入札システムで利用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所 経理課

〒430-0811 浜松市中区名塚町266

TEL 053-466-0112 FAX053-466-0124

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 - a) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア．親会社と子会社の関係にある場合
 - イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - b) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表

明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、一級建築士が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局建築設計等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：庁舎又は事務所の防水改修設計業務

類似業務：庁舎又は事務所の新築（傾斜屋根を除く）設計業務

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、一級建築士の資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ一級建築士と同等以上の資格を有する者との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表③の日を予定する。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局建築設計等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、協力事務所の立場で実施した設計業務も実績として認める。

同種業務：庁舎又は事務所の防水改修設計業務

類似業務：庁舎又は事務所の新築（傾斜屋根を除く）設計業務

(6) 配置予定管理技術者及び建築主任担当技術者の手持ち業務に関する要件

1) 平成23年8月4日現在の全ての手持ち業務の件数が5件以下、建築主任担当技術者は3件以下であること。なお、手持ち業務とは、監理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務（ただし、工事監理業務、設計その2業務（設計意図伝達業務）、耐震診断業務は除く。）をいう。

(7) 配置予定管理技術者及び配置予定主任担当技術者について以下の要件を満足すること。

配置予定管理技術者及び建築分野の配置予定主任担当技術者は競争入札参加資格申請書の提出者の組織に所属すること。

なお、配置予定管理技術者は建築分野の配置予定主任担当技術者と兼任しても良い。

(8) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①主たる分担業務分野（建築分野）のうち積算に関する業務を除く業務を再委託する場合。

②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

③再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係コンサルタント業等一般競争（指名競争）参加資格者であると同時に、当該協力事務所が指名停止期間中である場合。

④設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	告示15号による分類
建築	総合
構造	構造
電気	設備
機械	

(9) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、参加表明者の同種

又は類似業務の実績ならびに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

指名通知の日は別表③の日を予定する。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266

中部地方整備局浜松河川国道事務所

経理課：契約手続きに関すること。

電 話 053-466-0112 F A X 053-466-0124

メールアドレス：keihamam@cbr.mlit.go.jp

河川管理課：参加表明書等の作成に関すること。

電 話 053-466-0118 F A X 053-466-0122

メールアドレス：s854452@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、「電子入札システム」による交付を受けることが出来ない場合は、3(1)の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

(3) 参加表明書の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により、3(1)まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

提出期間は、別表②のとおり。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により 3（1）まで持参又は郵送等で提出すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 要。

(3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手する為の照会窓口 上記3（1）に同じ。

(7) 本案件は資料提出、入札を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 参加表明書等に対する留意事項

参加表明書等の提出がない場合又は2（1）④の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成23年8月4日から 平成23年9月6日まで
②	参加表明書の提出期間	平成23年8月5日から 平成23年8月23日までの10時から16時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	指名通知の日	平成23年8月30日
④	入札書の受付期間	平成23年9月5日10時00分から 平成23年9月6日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成23年9月7日10時00分 浜松河川国道事務所入札室